明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一四）　一
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三六
裁判所
破産、免責関係　三九
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人国立印刷局、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決取消等訴訟の判決確定関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五五
会社その他
会社決算公告　五六

省　令

○経済産業省令第十四号

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）第三条第一項第四号の規定に基づき、及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）を実施するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	（新設）
第一章　総則（第一条―第四条）	
第二章　財務諸表等	
第一節　総則（第五条―第八条）	
第二節　貸借対照表（第九条―第十六条）	
第三節　損益計算書（第十七条―第二十三条）	
第四節　業務報告書（第二十四条）	
第五節　附属明細書（第二十五条）	
附則	
第一章　総則	（新設）
（用語の定義）	（用語の定義）
第一条　この省令において使用する用語は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）及び投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）及び投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。
第二条・第三条　（略）	**第二条・第三条**　（略）
（令第三条第一項第四号の経済産業省令で定めるもの）	（新設）
第四条　令第三条第一項第四号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	
一　次に掲げる権利又は画像その他の情報を表示する財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものであり、かつ、当該財産的価値に係	